

令和8年度				シーリング加工					封入封緘	
処理日 (データ引き渡しは 翌開庁日9時)		納品日 (処理日から の日数)	業務 概要例 対応 番号	督促状			一次納付 催告書 (中国 5県内用)	口座振替 不能納付書	一次納付 催告書 (中国 5県外用)	計
				A帳票	B帳票	C帳票	D帳票	E帳票	F帳票	
				税(一般)	法人等	特別徴収	税・介護・後 期・国保・保 育・児童・下水	税	税・介護・後 期・国保・保 育・児童・下水	
4月	5日～10日	3日後	②		用紙納品400を含む			7		7
	15日頃		①			2,098		68	2,166	
	20日頃		①	51	167				218	
	月末～月初		③			3,061			3,061	
5月	5日～10日		②					3,831		3,831
	15日頃		①				1,781		59	1,840
	20日頃		①	32,597	186					32,783
	月末～月初		③			2,604			2,604	
6月	5日～10日		②					28		28
	15日頃		①				10,806		399	11,205
	20日頃		①	30,836	297					31,133
	月末～月初		③			2,658			2,658	
7月	5日～10日		②					682		682
	15日頃		①				8,762		321	9,083
	20日頃		①	16,965	230					17,195
	月末～月初		③			2,471			2,471	
8月	5日～10日		②					3,356		3,356
	15日頃		①				7,972		350	8,322
	20日頃		①	26,316	212					26,528
	月末～月初		③			3,905			3,905	
9月	5日～10日		②					624		624
	15日頃		①				6,786		238	7,024
	20日頃		①	19,157	205					19,362
	月末～月初		③			3,045			3,045	
10月	5日～10日		②					3,912		3,912
	15日頃		①				5,637		322	5,959
	20日頃		①	30,365	192					30,557
	月末～月初		③			3,061			3,061	
11月	5日～10日		②					675		675
	15日頃		①				7,417		190	7,607
	20日頃		①	20,570	224					20,794
	月末～月初		③			2,868			2,868	
12月	5日～10日		②					4,200		4,200
	15日頃		①				5,294		248	5,542
	20日頃		①	26,379	244					26,623
	月末～月初		③			2,948			2,948	
1月	5日～10日		②					782		782
	15日頃		①				5,546		167	5,713
	20日頃		①	22,440	185					22,625
	月末～月初		③			2,930			2,930	
2月	5日～10日		②					22		22
	15日頃		①				5,684		318	6,002
	20日頃		①	653	116					769
	月末～月初		③			2,751			2,751	
3月	5日～10日		②					28		28
	15日頃		①				2,034		64	2,098
	20日頃		①	681	200					881
	月末～月初		③			3,188			3,188	
計					227,010	2,458	35,490	69,817	18,147	2,744

※ 処理日から納品までの期間については、開庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年9月26日条例第49条)第1条第1項に掲げる日。)を除いた日数である。
 例: 納品日が3日後で、処理日が4月1日、開庁日が4月3日及び4月4日である場合
 4月2日が印字データ引渡しの日であり、4月6日が納品日である。

※上記数量は予定であり、変更となる場合がある。

令和9年度				シーリング加工					封入封緘	
処理日 (データ引き渡しは 翌開庁日9時)		納品日 (処理日から の日数)	業務 概要例 対応 番号	督促状			一次納付 催告書 (中国 5県内用)	口座振替 不能納付書	一次納付 催告書 (中国 5県外用)	計
				A帳票	B帳票	C帳票	D帳票	E帳票	F帳票	
				税(一般)	法人等	特別徴収	税・介護・後 期・国保・保 育・児童・下水	税	税・介護・後 期・国保・保 育・児童・下水	
4月	5日～10日	3日後	②		用紙納品400を含む			7		7
	15日頃		①			2,098		68	2,166	
	20日頃		①	51	167				218	
	月末～月初		③			3,061			3,061	
5月	5日～10日		②					3,831		3,831
	15日頃		①				1,781		59	1,840
	20日頃		①	32,597	186					32,783
	月末～月初		③			2,604			2,604	
6月	5日～10日		②					28		28
	15日頃		①				10,806		399	11,205
	20日頃		①	30,836	297					31,133
	月末～月初		③			2,658			2,658	
7月	5日～10日		②					682		682
	15日頃		①				8,762		321	9,083
	20日頃		①	16,965	230					17,195
	月末～月初		③			2,471			2,471	
8月	5日～10日		②					3,356		3,356
	15日頃		①				7,972		350	8,322
	20日頃		①	26,316	212					26,528
	月末～月初		③			3,905			3,905	
9月	5日～10日		②					624		624
	15日頃		①				6,786		238	7,024
	20日頃		①	19,157	205					19,362
	月末～月初		③			3,045			3,045	
10月	5日～10日		②					3,912		3,912
	15日頃		①				5,637		322	5,959
	20日頃		①	30,365	192					30,557
	月末～月初		③			3,061			3,061	
11月	5日～10日		②					675		675
	15日頃		①				7,417		190	7,607
	20日頃		①	20,570	224					20,794
	月末～月初		③			2,868			2,868	
12月	5日～10日		②					4,200		4,200
	15日頃		①				5,294		248	5,542
	20日頃		①	26,379	244					26,623
	月末～月初		③			2,948			2,948	
1月	5日～10日		②					782		782
	15日頃		①				5,546		167	5,713
	20日頃		①	22,440	185					22,625
	月末～月初		③			2,930			2,930	
2月	5日～10日		②					22		22
	15日頃		①				5,684		318	6,002
	20日頃		①	653	116					769
	月末～月初		③			2,751			2,751	
3月	5日～10日		②					28		28
	15日頃		①				2,034		64	2,098
	20日頃		①	681	200					881
	月末～月初		③			3,188			3,188	
計				227,010	2,458	35,490	69,817	18,147	2,744	355,666

※ 処理日から納品までの期間については、開庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年9月26日条例第49条)第1条第1項に掲げる日。)を除いた日数である。
 例: 納品日が3日後で、処理日が4月1日、開庁日が4月3日及び4月4日である場合
 4月2日が印字データ引渡しの日であり、4月6日が納品日である。

※上記数量は予定であり、変更となる場合がある。

令和10年度				シーリング加工					封入封緘	
処理日 (データ引き渡しは 翌開庁日9時)		納品日 (処理日から の日数)	業務 概要例 対応 番号	督促状			一次納付 催告書 (中国 5県内用)	口座振替 不能納付書	一次納付 催告書 (中国 5県外用)	計
				A帳票	B帳票	C帳票	D帳票	E帳票	F帳票	
				税(一般)	法人等	特別徴収	税・介護・後 期・国保・保 育・児童・下水	税	税・介護・後 期・国保・保 育・児童・下水	
4月	5日～10日	3日後	②		用紙納品400を含む			7		7
	15日頃		①			2,098		68	2,166	
	20日頃		①	51	167				218	
	月末～月初		③			3,061			3,061	
5月	5日～10日		②					3,831		3,831
	15日頃		①				1,781		59	1,840
	20日頃		①	32,597	186					32,783
	月末～月初		③			2,604			2,604	
6月	5日～10日		②					28		28
	15日頃		①				10,806		399	11,205
	20日頃		①	30,836	297					31,133
	月末～月初		③			2,658			2,658	
7月	5日～10日		②					682		682
	15日頃		①				8,762		321	9,083
	20日頃		①	16,965	230					17,195
	月末～月初		③			2,471			2,471	
8月	5日～10日		②					3,356		3,356
	15日頃		①				7,972		350	8,322
	20日頃		①	26,316	212					26,528
	月末～月初		③			3,905			3,905	
9月	5日～10日		②					624		624
	15日頃		①				6,786		238	7,024
	20日頃		①	19,157	205					19,362
	月末～月初		③			3,045			3,045	
10月	5日～10日		②					3,912		3,912
	15日頃		①				5,637		322	5,959
	20日頃		①	30,365	192					30,557
	月末～月初		③			3,061			3,061	
11月	5日～10日		②					675		675
	15日頃		①				7,417		190	7,607
	20日頃		①	20,570	224					20,794
	月末～月初		③			2,868			2,868	
12月	5日～10日		②					4,200		4,200
	15日頃		①				5,294		248	5,542
	20日頃		①	26,379	244					26,623
	月末～月初		③			2,948			2,948	
1月	5日～10日		②					782		782
	15日頃		①				5,546		167	5,713
	20日頃		①	22,440	185					22,625
	月末～月初		③			2,930			2,930	
2月	5日～10日		②					22		22
	15日頃		①				5,684		318	6,002
	20日頃		①	653	116					769
	月末～月初		③			2,751			2,751	
3月	5日～10日		②					28		28
	15日頃		①				2,034		64	2,098
	20日頃		①	681	200					881
	月末～月初		③			3,188			3,188	
計				227,010	2,458	35,490	69,817	18,147	2,744	355,666

※ 処理日から納品までの期間については、開庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年9月26日条例第49条)第1条第1項に掲げる日。)を除いた日数である。
 例: 納品日が3日後で、処理日が4月1日、開庁日が4月3日及び4月4日である場合
 4月2日が印字データ引渡しの日であり、4月6日が納品日である。

※上記数量は予定であり、変更となる場合がある。